

親との離別から5年を経た子どもの成長発達権は保障されているか —面会交流に関する一考察—

木附 千晶¹, 青木 智子², 福田 雅章³

¹文京学院大学 保健医療技術学部 作業療法学科

²平成国際大学 法学部

³一橋大学 法学部

要旨

「子どもの権利条約」は、親が離婚しているかどうかにかかわらず、子どもの成長発達権の保障こそが、子どもの権利にとって最も大切なこととし(条約前文, 6条, 9条3項), その具体的な内容として, 人格的に調和のとれた人間へと発達するためには, 親から愛されること, 言い換えると, 「家庭環境の下で幸福, 愛情及び理解のある環境(雰囲気)」(心理学での「安全基地」)が保障されなければならないと明言している(条約前文)。

しかし, 子どもの成長発達に不可欠な「幸福と愛情と理解のある環境」を家庭の中にどのように形成するかは, もっぱら親の権利であり, 義務である。子どもは両親から愛される地位を有しているが, それを子どもの権利という自らの力で実現することはできない。そこで, 条約は, 子どもの表明する欲求がどのようなものであれ, その呼びかけに対して親等が子どもにも無条件で「受容的に応答する」義務を課した(条約12条の意見表明権)。つまり, 子どもの意見表明権を媒介として, 親との間に「受容的な応答関係(=安全基地)」を形成し, それを通して, 成長発達に不可欠な自己肯定感, 基本的信頼, 共感能力を獲得できるようにしたのである。

この視点から, 親との別離から5年以上が経った子どもの成長発達権がどのように保障されているかを同居・別居親のインタビュー調査から検討してみた。結果, ①父母の高葛藤や対立の回避, ②成長発達権を担う父母の役割への認識を深めることの重要性が示唆された。

キーワード

成長発達権, 面会交流, 子どもの権利条約, 父母の高葛藤, 条約12条の意見表明権

1. 序論: 問題と目的

両親の離婚, 親との別離は, 子どもにとって大きな喪失体験である。親の都合で, 慣れ親しんだ環境から引き離され, 時に関係性を失い, 全く新しい生活のスタートが強いられる。親の離婚が子どもにとって大きな傷にならないようにするためには, 「子どもの成長発達のためには何が必要か」とする「子どもの目線」を常に念頭に置く必要がある。

子どもは成長発達する(=成長発達権)地位にあるが, その具体的・実体的な内容を自ら実現することは難しい。このため, 子どもに代わって子どもの成長発達権を保障する地位にある親やおとなが自分の利益や都合を「これがあなたのため」と決めつけ, 子どもを支配管理している(=利益説的権利)のが現実である。共同養育(親権)や面会交流も「子どもの視点」ではなく, 「おとなの視点」から議論されているといつて過言でない¹⁾。

日本では, 面会交流や養育費の取り決めがなくても離婚

が可能であり, 現行制度では離婚後, 父母のいずれかが親権を持つ「単独親権」である。このため「成長発達権」の行使は, 親権を得た親に委ねられ, そうでない親が子どもに関わることは難しい。

一方, 法務省は2023年8月, 離婚後の父母がともに子の親権を持つ「共同親権」の導入に向け, 民法改正の要綱案のたたき台を法制審議会(法制審)の部会に示した。ここでは, 「父母の双方または一方を親権者と定める」とする案が示され, 今後, 父母どちらかの単独親権に限定する現行制度を見直す議論がはじめられる。

本研究は, これらの背景を踏まえ, 離婚・別離から5年以上(多くは6~12年)を経た, 別居親・同居親6名にインタビュー調査を行ったものである。研究内の事例では, 離婚調停において, ドメスティックバイオレンス(DV)を理由に間接交流とされながら, 後に別居親(=親権を持たない親)と密接な関わりを持つ子ども, 面会交流を拒否し続ける母親の目を盗み, 別居親に手紙を送る子ども, 同居親のパートナーと良い関係を持ちながら, 別居親との交

流も継続する子どもなど、離別時の取り決めや現行法を越えた親の態度や姿勢が子どもにもたらす影響、利益説的権利（子ども自らの意思や力では実現できないが、ある利益を享受する資格を持っている場合の権利）について考えさせられる。

再婚の有無にかかわらず、離婚後6年を経過する面会交流継続はほぼ消滅するとの指摘もあるが²⁾、今回インタビューを行ったケースでは別離後も、何らかのかたちで別居親と子どもが関係を継続維持していた。子どもが2人の親とかかわり続けることが何をもたらすのかもあわせて検討する。

2. 方法

1) インタビュー協力者

配偶者との離別後、子どもと共に生活する同居親4名A・D・E・G（女性3名、男性1名：Gは離別当初、子どもと生活を別にしていたが、現在は子どもと同居）および、別居親2名B・Fの計6名を対象にインタビューを行った。彼らの基本的属性は表1に示す通りである。

A・B・D・Eは、青木ら³⁾ また、Fは青木ら⁴⁾ においてインタビュー調査を実施した者と同一者であり2021年時点のA・B・D・Eへの調査の詳細は青木ら³⁾、同様に2020年時点のFの詳細については、青木ら⁴⁾ に詳しい。欠番であるCは今回インタビューを実施していない。また、Gには今回初めて調査を実施した。

これらのインタビュー調査協力者は、さまざまな片親支援団体を通じた縁故法によるもので、①離婚の有無を問わず、配偶者との別離を経験する親であり、「共同親権」を標榜している、②インタビューは子との離別と面会交流に関係する経験について60～120分で聴き取るものであると事前に伝達した。

インタビュー時の具体的な倫理的配慮には面談合意書を通して行った。面談合意書は、①研究の趣旨、②研究方

法の詳細、③研究協力と中断の自由、④インタビューデータの取り扱い、⑤プライバシーへの配慮、から構成され、読み上げながら説明し、インタビュー協力者の理解と合意を確認した上で、署名を得た。

インタビューは、利用者の許可を得て録音し、メモとICレコーダーから逐語記録を作成し、分析対象データとした。逐語は施錠棚に保管し、論文作成後に全てのデータを破棄した。

表1 インタビュー調査協力者の基本的属性（2023年8月現在）。

A・B・D・Eは、青木ら³⁾、Fは青木ら⁴⁾ においてインタビュー調査実施者と同一者である。欠番のCは今回インタビューを実施していない。またGには今回初めて調査を行った。

	A	B
	同居	別居
年齢・性別	44歳：女性	45歳：女性
職業	会社員	会社員
結婚時の年齢	22歳	27歳
婚姻年数	15年	13年
別居時の年齢	33歳	37歳
別離後の生活	実家/二世帯住宅:3人暮らし（祖母・長男・次男）	自宅：一人暮らし（婚姻中購入物件。離婚時に母親へ名義変更、ローンの支払い中
別居年数	6年	8年
別離の経緯	母親が父親の仕事中に子と実家へDV避難	夫による2度の連れ去り（実家）
面会交流の有無	有：年2回程度（年賀状など）の緩やかな（間接）交流 →SNSでの交流、子どもの意思を尊重した面会の容認	有：月1回9～17時、夏休暇2泊3日×2回、冬・春休暇1泊2日1回、週1回の電話、学校行事、習い事や試合等の参加も可。最近は中学受験準備で減少
面会交流の引き渡し	直接交流無し	母親が送り迎え
離婚形態 調停等経験	妻による婚費費用請求調停申し立て→夫による離婚調停申し立て（調停離婚） 親権は妻、夫は養育費支払い、面会交流は間接的なものからスタートとする	家裁調停・審判・離婚調停のちに和解 + 協議離婚（離婚裁判等で幼い子どもに会えない期間が長くなるのを避けた）
養育費	月17万円	（養育費負担）月7万円
離婚時の子どもの年齢	長男8歳、次男6歳	長男2歳
現在の子どもの年齢	長男 19歳、次男 16歳	長男12歳
再婚の有無	無	無

親との離別から5年を経た子どもの成長発達権は保障されているか

2) インタビューの実施

インタビューは、2023年6月～8月、インタビュー協力者が他者に話を聞かれない静かな環境で、配慮可能な貸会議室等もしくはZOOMを用いたオンラインで行った。

インタビューは、筆者らによる半構造化面接で、離別および同居と子どもとの関わり、面会交流の話を中心とし、インタビュー・ガイドを作成した。しかし、それらにとられることなく、インタビュー調査協力者の自由な発言にあわせて順不同で聞き取った。

3) 分析および手順

先の研究³⁾においては、録音データから逐語録を作成し、分析は木下⁵⁾のM-GTAの手法を手がかりとし、グランデット・セオリー・アプローチ⁶⁾ ライフストーリー研究⁷⁾の視点に比べ、研究目的に応じた独自の分析方法を採用している。

しかしながら本研究では、インタビュー対象者の体験が全く異なるため各事例の中心的概念に注目し、離別後の親の態度と子どもについて分析・検討した。また、結果は逐語（表現された言葉）をまとめたものである。

D	E	F	G
同居	同居	別居	別居→同居
41歳：女性	49歳：女性	53歳：男性	47歳：男性
パート勤務	個人事業主	個人事業主	会社員
30歳	28歳	38歳	29歳
6年	10年	8年	16年
34歳	37歳	42歳	39歳
実家：4人暮らし（祖父母・長男）	賃貸：4人暮らし（長女・次女） →賃貸二世帯住宅（母親+パートナー、姉妹）	賃貸：一人暮らし（同居時と同じ住宅）	賃貸：1人暮らし→離婚成立、半年後長女、追って長男が父親宅に移り住む
6年	12年	11年	8年
母親本人が子を連れて実家に戻る	元夫に手伝ってもらい、家を出る	妻が子どもを連れて帰省したまま戻らず（連れ去り）→虚偽DVを申し立てシェルター避難→転居	母親とそのパートナーによる連れ去り
有：月1回 → 2022年秋から子どもが面会交流を渋るように。	有：1、2か月に1回子どもが希望した場合は長期間（夫は調停において3連休・長期休暇の面会を希望）	有：ただし長男25回、長女27回の後、子どもの拒否意思等を理由に面会交流が絶たれる（最終的に裁判で面会中止）	有：試行面接→第3者機関が介入する月1回3時間 →離婚後親権は元妻へ、子どもの意思から父親との同居に移行
同行（親子交流）→父子のみ	子ども自身が移動	母親が送り迎え・第3者の立ち合い	待ち合わせ場所での合流・第3者の立ち合い
夫婦関係円満調整→調停離婚 離婚時、妻は旧姓に（復姓）、子どもは夫の姓のまま→母親（妻）姓に変更	協議離婚（調停も経験）面会交流・親権変更他、別居親より申し立て/財産分与を本人より申し立て→4件とも審判決定	妻による離婚調停申し立て→最高裁で離婚決定。親権は妻へ、地裁によるDV保護命令→高裁による保護命令却下（虚偽DVと認められる）→夫による面会交流、監護権の審判・裁判、子の引き渡しの裁判、面会交流は月1回、監護権は妻へ。 その後、夫による面会交流をしない場合の損害賠償（間接強制）が認められる→面会中止の裁判を経て面会中止が決定	夫側が申し立てた複数の調停・裁判の取り下げ（別居から1年後） →離婚成立 離婚時：親権は妻へ
月7万円	6万円	4万円（面会中止1年後に支払い中止。ただし子どもが18歳になったときに渡すため学資保険積立中）	離婚前：婚費+養育費月22万円 →離婚後なし
長男1歳6か月	長女7歳、次女4歳	長男8歳、長女7歳	長女16歳、長男14歳
長男8歳	長女18歳、次女16歳	長男15歳、長女14歳	長女17歳、長男15歳
無	無（来年結婚予定）	無	無

3. 結果

事例 A：＜同居親：母親＞モラハラや DV を原因に離婚に至り、間接交流に留まるも、成長した子どもが父親にアクセスできる可能性を残した

昨年、次男（16歳）が慌てて「ママやばい！ 携帯電話の自動機能で父親とLINEが繋がった」「今更だけど会いたいんだって」と訴えてきた。「うあ、なんで」と思いながらも、ごく普通に「よかったね」「返信したければしていいんだよ」「会ってきたら」と応じることができた。一皮むけたという感じ。離別前後の10年前であつたら、元夫のモラハラや暴力が記憶に蘇り、素直に子どもの言動を認められなかった。元夫が利用していた電車に乗ることすらできなかった。母親として子どもに対して（元夫に関する）嫌な感じ（印象）を出さずにすんだ。会う会わないは子どもの意思決定に任せたい。その後、実際に会ったのか、その後の経緯はこちらから聞いてはいない。

「いつの日か子どもが男親を必要とすることがあるかもしれない、自分のルーツを知りたくなるかもしれない」との思いから、父親の電話番号は子どもに知らせ、いつでも連絡できるようにしていた。また、父親からもクリスマスカードなど不定期に手紙が届いていた。育児はすべて父親からの養育費。もともときちんとしている人だったけど、ほぼ私の稼いでいる給料くらいを継続してくれているのはすごいことだとも思う。

大学生の長男（19歳）から「離婚は成功だったと思っているのか？」「離婚は親の勝手、（両親が）いた方がよかった」「子どもたちの意見は反映されない」と言われたことがある。「ごめんね」と返した。子どもとしては家族でいたい、一緒に暮らしていたかったんだと思う。それでも長男は「友達のお母さんが実の母親ではないと聞いた。世の中には、いろいろな家庭があるね」などとも話してくれて、以降、多くのやり取りができるようになった。次男はまだ小さかったので習い事などのサポートも十分にできたが、長男は離婚期に重なったこともあり、手厚くしてあげられなかったことが心残り。

実際の父親がどのような人なのか、子どもたちの記憶にはないだろうが、兄弟ともにスポーツ、アルバイトなどを通して、そこでの監督やリーダーを父親像（ロールモデル）として育ってきたと考えている。子育てでは、周囲の人や似た境遇の人に助けられて感謝している。ママ友にもお世話になったと痛感している。

自分（A）は保育士をしているが、中学時代に次男が同じ仕事を職場体験で経験してきた。あまりの大変さに、「少

子化とか子育てとかいろいろけど、総理大臣が一日お母さんの仕事をしてみればいいんだよ！」と言ってくれたことがある。長男は、「お母さんのような労働者になりたくない」と言いながらも、労ってくれる。

自分を支えてくれるパートナーが近県に住んでおり、月1回程度会っている。当面は、長男・次男・自分の3人家族のスタイルを壊すつもりはないとパートナーにも伝えている。子どもらも同じ考えだろう。しかし、パートナーの存在を知ったら、子どもが荒れてしまわないかが心配。パートナーは子どもについて口出しをすることもない。いずれ子どもたちが彼に会ってくれたらいいなと思う。

養育費をもらえる時期も終わりが見えて、自分の老後のことを考えながら働いている。2世帯住宅に同居する（A）実母が高齢なので、役割交代の時期が来ているなども感じる。

事例 B：＜別居親：母親＞子どものライフイベントの影響を受けつつも、かつての家族の家で6年間安定した面会交流が継続している

離婚のときは、とにかく子どもが小さいうちにたくさん会いたいと思った。裁判などをしていたら長引いて、いつ会えるかわからない。協議離婚で面会交流の良い条件を得られたと思っている。

長男（12歳）との面会交流は、中学受験を理由に減少傾向にある。長男も勉強を頑張っており、勉強を理由にされると何も言えない。先日、初めて長男の口から「面会交流」という言葉を聞いた。父親や周囲の人に、「（Bと会うことを）面会交流と言われているのかな」とも思う。交流回数の減少を長男自身が納得できているか否かはわからない。週1回の電話は継続中。大きくなってきたので愛想が悪い。長男は自然な感じで話をしてくれるが、おしゃべりではないからあまり日頃のことなどを教えてくれない。が、隠しているようでもない。お父さんが車を買った、出張でない、おばあちゃんがお弁当を作ってくれたなど家庭の出来事を伝え聞いている。

学校行事に参加した際、長男をカメラ撮影したことで「学校に来るな。PTAで私の行動が問題になっている。そういうことがいじめにつながる」と父親に言われた。最初は頭にきたが、その一件を保育園時代のシングルマザーで同居親のママ友に話したところ、「そんなの当たり前だよ。学校行事に参加させてもらっているだけですすごいことなのに、撮影なんかされたら私もそうするよ」と言われ、ああそうなのかと思ったりもした。だから、小学校の卒業式にも行けないだろうと思う。でも、「（子どもが）大きくなる」と学校に来てもらいたくないかも」と考えることもある。

長男は、大きくなったけれど、変わりなく接してくれる。成績も上がり、自信が出てきて「私がいなくても大丈夫」な感じで成長していることが分かる。向こうのお母さんや父親に感謝している。面会交流が始まった最初の1年は、子どもは母親である私と離れたくないようだったが、2~3年たつうちに慣れてきた。最初の頃ほど、別れる時に、お互いがつらくない。長男も「これが普通」と考えているのではないだろうか。ただ、周りから言われて「あれ？」と思うことも多いようだ。たとえば、塾の送り迎え時に、私の姿を見たことが無い塾の友達から「お母さんいないの？」と言われたらしい。たぶん、長男は返答に困惑して、自分にそのエピソードを伝えてきたのではないか。このため「お友達には『お母さんいるよ。お母さんも会いたがっているよ』と伝えて」と言った。

長男からこの話を聞いたときは気にしたけれど、母親として常に長男が暗くならないよう応答している。「お母さんはいるけど、毎日はいない。うちは普通じゃないのかな？」と思ったのかもしれない。自分も、できれば塾に迎えに行きたいという思いはある。でも、言い出せない。そういう話をすると、また父親とこじれるだろうから。

私立中学に入って学費が生じた場合、養育費を追加請求される可能性がある。払えと言われたら払う用意はある。本音を言えば、「払うなら私の（進学についての）意見も聞いて欲しい」とも思うが、別居親がいろいろ言ったりやったりすると、またよくないこといつながるかもしれない、という思いもある。

離婚後、付き合った人もいたが結婚する気はなかった。恋人については長男には何も伝えなかった。伝えるほどの関係までにはならなかった、というほうが正しいかもしれない。恋人には全部打ち明け、長男との面会交流が優先であることも知らせていた。いい人がいたらまた付き合ったりしたいと考えることもある。

事例D：＜同居親：母親＞ 幼すぎる時に分かれた別居親との面会交流

自分（D）とは違う父親姓を名乗る長男（8歳）が、友達から「捨て子なの？」と言われたことを原因に学校に行かなくなった。小学校1年の時はとてもがんばったのに、幼稚園ではサッカーをしていたが、今は家に居ることを好み、外には出たがらない。そういうこともあって、学年が変わったとき（小学校3年時から）から、親権者である母親（D）姓を名乗ることにした。

小2の11月以降、長男の暴れる、噛む、暴言を吐く、母親の首を絞めてくる、感覚過敏（聴覚）などが目立つよ

うになって、児童精神科医を受診し「自閉症スペクトラム」と診断を受けた。イライラを抑えるために液体の頓服も服用している。私と同じ部屋で寝ているが、暴言などの際には逃げ込める部屋を用意している。民間の療育機関も試したが、月謝が10万円以上もするため継続は難しい。児童相談所に相談したところ、祖母（Dの母親）が過干渉気味であることを指摘され、母子生活支援施設入所を勧められた。それも1つの選択肢かと思うが、今のところ実家を出る気はない。

不登校は現在も続いている。公的支援を探しながら、現在は月1~3回のペースで長男と共にスクールカウンセラーに会っている。転校も視野に入れているが、今の学校であればなじみの環境で過ごせると思うと迷いが生じる。学校には家庭環境なども伝えており、とてもよくしてもらっている。

同居する（子の）祖父母は「（長男の不登校について）どうなるのか？」と、どうしていいかわからない感じ。とくに祖父は厳しくて、長男に手をあげることもある。祖母は自分たちのことで精一杯で、長男の病態をちゃんと知ろうともせず、支援してくれるというわけでもない。

面会交流は、近県に住む父親が仕事等の上京時に6週間に1回のペースで実施。1歳6か月の時に父親と別れているため、父親に慣れていないところもある。長男は年齢と共に、自分の時間が大切だと思うようになったのか「会いたくない」、「（例年のように）年末年始に父親の家で過ごすのはいや」という。

面会交流の内容を聞くと、父親は子どもの好みや楽しさを優先するというのではなく、自分の趣味の場に子どもを連れて行っているようだ。父親には「自分（父親）がどんな人かを知ってもらいたい」という気持ちもあるのかもしれない。もともと厳しいというか、“正しい”ことにこだわる父親なので不登校というのも受け入れられない様子。診断は伝えていない。今後、長男がNPOなどで支援が受けられればと考えている。

事例E：＜同居親：母親＞新たなパートナーとの新しい家族

1年前に新しいパートナーができた。子どもたちに「子離れしなよ」と言われ、「仕事などしがらみのない人とゴルフをしたい」、「家から近い人で一緒にご飯食べる人がいるといいな」と思ったのがきっかけ。ちょうど友達が「パートナーが欲しいけどマッチングアプリは怖い」と言っていたので、「じゃあ、私が先にやってみるよ」と軽い気持ちで始めたマッチングアプリで出会った。「彼氏ができたら、

今後、週末は出かけることがあります」と子どもたちに伝えると、即座に次女（15歳）が「ママが幸せそうだから、その人に会ってみたい」と言い出した。

子どもたちの「ママ、この人と暮らしたら」に後押しされ、次女の中学、長女の高校卒業のタイミングで、パートナーが暮らしている家に自分（E）が同居。子どもらは真向いのマンションで、という2世帯生活を始めた。ベランダから手を振ったら見える距離。子どもらはE宅に寄って、パートナー手作りの朝ご飯を食べ、お弁当を持って学校へ行く。晩御飯はパートナーの手料理を食べに来たり、外食などその日によって違う。パートナーと子どもだけで、ということもある。長女（18歳）を含む4人で何かをすることが増えた。長女の大学卒業旅行に初めて4人で旅行もした。パートナーとは将来を見据えて付き合っている。パートナーも、「サポートしたい」と子どもにも話してくれている。

パートナーは本当にさまざまな面で、サポートしてくれている。たとえば子どもたちの分も含めて家賃と食費はパートナーが、子どもたちの携帯の支払いや学費、光熱費は私が負担している。精神的にも支えてもらっている。

あるとき、お金のかかる医学部を目指して浪人中の長女に「ママは老後のことが心配だろうけど、私は稼ぐおとなになるから、私が面倒見る。だから今は私に投資して」と言われた。パートナーも「（長女が医者になる）7年後には黒字になるんだから、その間を乗り切ればいいだけ。悲観的になることはない」と言ってくれた。実際、パートナーの援助がなかったら、長女を浪人させてはあげられなかったかもしれない。パートナーがいたから、長女は浪人できた。子どもの未来の選択肢を広げてくれたのはありがたい。ひとりでは（精神的にも経済的にも）難しかった。

パートナーには、海外で暮らす前妻との間に高校生の娘がいるが、ほとんど子育てに関われなかったようで、今の生活では「自分ができなかったこと、父親としてやりたかったことをさせてもらってる」と言ってくれる。とはいえ、パートナーは「父親になれるとは思っていない」とも言い、子どもたちも彼を苗字で呼んでいる。でも、「将来、子どもたちが親になったときに、じじばばとして紹介されたい」、「いいじいじになりたい」と思っているらしい。パートナーの両親には私も子どもも挨拶していて、来年には入籍したいが、タイミングを考え中。自分（E）の母は「ずっと（Eが）ひとりで頑張ってきたから、こんないいパートナーと出会えた。ご褒美だ」と言ってくれる。

以前は、母親（E）しかいない家庭で、全てが母親の価値観で決まっていくことで子どもとギクシャクするときに

あった。彼が中立でいてくれるおかげで、子どもの受験や進路について違う価値観が入るせいか生きやすくなったように感じる。ひとりでの子育ては物理的にも余裕が無く、子どもに優しい言葉かけができなかった。今は、経済的にも物理的にも、家事にも余裕が出来て、穏やかに生活できている。

自分としては、離婚することになった最初の結婚でも、今のパートナーに対しても、同じように接してきているつもり。だけど、「相手がどんな人かで、反応は大きく変わるんだ」と思ってしまう。「尽くしても、応えてくれる人もいればそうでない人もいるんだ」と。パートナーは、「そんなにしてくれるなら、僕もするよ」と返してくれる。

面会交流も良好に継続している。忙しい私の代わりに、今も子どもたちをあちこち連れて行ってくれたり、コロナ禍の巣ごもりの時期には長期間元夫の家で生活したりもした。連絡は、子どもたちが元夫と直接やり取りし、「今度はいつパパと食事に行く」と教えてくれる。元夫には「こういうふうには子どもから聞いているよ」というメッセージも送付している。

子どもたちなりに元夫と私を見比べているのか、「パパと暮らしていたらこんな教育環境や応援はなかったな」と言う。元夫はお金に対して厳しく、養育費以外は1円たりとも出さない。医学部を目指している長女の大学受験時にお金のことでのしってきただけでなく、酔っ払って「浪人は許さない」「医学部なんて受からない」と言い、受験の応援にもお守りひとつくれただけ。今も子どもたちは父親としての元夫に優しいけど、「人として未熟だ」というのを冷静に見ていると思う。「私たちはパパの血が半分入ってしまっているから残念」「なんであんな人を選んだの」と言うこともある。一方、今のパートナーに対しては、彼が様々にサポートしてくれているのを見て、「将来は恩返ししたい」と言ってくれている。

私は1人で子育てしながらMBAを取得した。そのとき学んだことや大学院での人間関係が今の仕事に活かしている。自分の人生も交友関係も広がった。次女に難病があり、病院通いや毎食の管理は今でも大変だけど、パートナーはそういう今までの私の努力も認めてくれる。大学院の友達やママ友にも仲間にも恵まれた。何かあればママ友を頼れる、相談できる友達がいるというのも大きかった。

事例F：＜別居親：父親＞ 30回で中断した面会交流

母親（＝元妻）は、「帰省する」と言って実家に子どもを連れ去った。母親側のDVを受けていたなどの主張が高裁によって退けられ、面会交流がはじまったものの、「子

どもらは発達障害だから、本人たちのペースで交流を行うべき」という医師の診断書提出をはじめとする母親と母方(子の)祖父母による面会交流の徹底的な妨害があった。そして、子どもらの拒否意思を理由に面会交流ができなくなった。最高裁が「父親には面会交流を請求する権利がない」との主張を退けても、「子どもが会いたがらない」と、面会交流は再開せず。母親側の代理人弁護士は連れ去りを自認しており、会えないようにしている。その後は年2回くらい写真が送られてきているだけ。

2020年春に長女(14歳)から私宛に学校のプリントを使った手製の封筒で、切手なしの手紙が届いた。「会いたい。運動会を見に来て欲しい」とあった。ちょうど面会交流(を再開させるため)の裁判を弁護士と相談しており、様子を見ていた矢先だった。

その後、公衆電話から着信があり、長女ではないかと思っていたところ、再度、電話があった。「会いたい。スマホが欲しい」(長女)と言うので、1か月後に会う約束をした。子どもらが暮らす家の近くの公園で待ち合わせた。長女は不安なのか友達を連れてきた。30分程度だけ会うことができた。

長女には、私の持つ不要なスマホをシムフリーにして、LINE、メール等の設定をして渡した。スマホで課金ゲームがしたかったようだ。たまにLINEのやり取りもし、2021年春に会う約束をしたが、その1週間前に母親に見つかり「もう会えない」とLINEをしてきた。スマホでやりとりできていたのは、半年から10か月程度。子どもから積極的に連絡をしてくるわけではなかった。LINEでは、「お母さんとは仲がいいよ」「今はみつからないから大丈夫」などと書いていた。

以前は受け取り拒否されていた子どもへの誕生日やクリスマスの手紙やプレゼントも2020年以降は戻って来なくなっている。贈ったのはプレステ、パソコン、服など。使えるものは受取っているのではないかと思う。常にプレゼントに手紙を忍ばせているので、子どもらがそれを見ている可能性があると思う。私が仕事に関わった出版物なども送付しているが、それらは送り返されてくる。

長女は今、中学2年生になった。中学校が公開するイベント一覧などから、長女が運動部にいて、大会にも出ていることはわかっている。長男(15歳)は中学3年生になった。面会交流中止時以降、私は養育費を払っておらず、その分を学資保険で積立している。学資保険は母親を介さず、子どもに直接渡すつもり。高校入学時にどのような対応をするが悩んでいる。今後、母親側は、養育費裁判など、何かしらしてくることだろう。数年後にまとめて裁判をする

つもりなのではないかとも思う。

私(F)が母親の弁護士を訴えていることで、子どもたちは良くない父親像を抱いていると思う。母親が弁護士の意のままに操られているという気持ち強い。

母親に「子どもたちと連絡を取らせてもらえないか? 子どもたちと関りたい」という意思を伝えているが、連絡はない。子どもたちに会えてはいないが、「何かあれば逃げ場所になる、フォローできる体制だけはつくっておく」という気持ちを手紙などで発信を続けている。しかし、母親と子どもの間での父親に対するイメージは決してよくないだろう。母親側には、今までやってきたように「DVがあったというストーリーで進めなければ」というのがあり、自分(F)のことを「DVなどをする酷い父親である」と信じ、嘘が真実になってしまっている節があるので、楽観視はしていない。

事例G：＜別居親→同居親：父親＞：戦いのエネルギーを全て面会交流でいかに子どもを楽しませるかに向けることにした。会えなかった子どもと同居に至るまで

母親(=元妻)による連れ去りからの1年は、「子どもたちに会いたい」一心で、親権や監護権を主張する調停や裁判に精力を傾けていた。半年後に試行面接が行われ、調査官の評価で第三者機関が見守るなかで月1回3時間の面会交流が実現した。その頃、継続していた裁判では自分の方が親としてふさわしいことを証明しなければならないため、どうしても母親の欠点を裁判書面で指摘しなければならない。すると、それを見た子どもたちが、母親を非難していることに強い抗議をし、面会交流の3時間はその言い訳に費やすことがほとんどだった。そんな裁判をやっていくことに段々と意味を感じなくなり、思い切って全ての争いを取り下げ、裁判へのエネルギーを面会交流で子どもと楽しく過ごすことにシフトした。

子どもたちはいろいろな事情・感情を抱えながら、私との月1回の面会交流に来てくれる。それに全力で応え、子どもたちが笑みを漏らしてくれる瞬間を何回つくれるかが勝負だと思った。並行して、面会交流支援団体や子どもの権利にかかわる団体のボランティアなどをし、改めて自分の子育てや対人関係について気づかされた。アメリカで面会交流の研修会にも参加した。

連れ去りから5年後に離婚が成立し、婚姻費用の支払いが無くなった。弁護士の仲介のもと母親と書面を交わし、印を押した。親権者は生活保護を受けている母親となった。その後のある日、長女(17歳)からLINEで連絡のあと、「お

母さんがすごく怒る。出て行けと言われたから出てきた」と訪ねてきた。当初は1, 2泊だったが、最終的には共に生活することになった。

元妻は連れ去り時からのパートナーと半同棲状態。子どもたちもずっとパートナーの支配下にあった。パートナーは自分(G)を仮想敵と見なし、母子を洗脳していたようだ。パートナーから殴られたり、お風呂に顔を沈められるなどのひどい仕打ちを受けたこともあったが、子どもらは母親を慕っている。母親はよく言えばおおらか、悪く言えばルーズなところがある。長男(15歳)は「自分が父親のもとに行くと母親が一人になってしまう」ことを心配し、長女が同居した後も、ふんざりが付かないようだった。しかしその間も、連絡を取り合い、長男が関心を持つ農業体験ができる場に、1週間の旅行に出かけることも実現した。長男が移り住んできたのは、長女の高校入学後で、卒業まで在学していた中学に電車で通い、今はうち(G宅の)近所の高校に進学した。長男が来たことで家に新しい空気が入り長女も影響を受け、大学受験の勉強に打ち込んでいる。

子どもとの生活がはじまり、仕事と家事で物理的に忙しくなった。かつては私を「おまえ」「貴様」とか、フルネームの呼び捨てで呼んでいた子どもが、今は「おやじ」と呼んでくれている。家族で暮らしていると、自分の機嫌がよくないとみんなに波及してしまうから、それに気を配っている。家事に集中するために、仕事は手抜きでいいと考えたこともあるが、今は、子どもが働く自分を見ていることを意識している。社内で自ら異動を願い、新たな仕事に挑戦している。ただ以前のように、「会社や仕事が一番」という気持ちはない。これもまた別居や離婚を経ての変化だと思う。今は在宅勤務中心で7時に夕飯。「馬鹿みたいに仕事をしていて自分も変わったな」と思う。

子どもらは、「かつて家族で暮らしていた頃のおやじは最低だった」「怒鳴っていた」と言う。自分としてはそんなつもりは無く、「父親としての威厳を示そう」としてただけだったが、それが「怒鳴られた」という記憶として残っているのかなとも思う。確かに、昔は不機嫌なことも多く、家族同居中は子どもの都合を考えた物言いもできなかった。妻子との離別後、子どもの権利について、子どもの意見を聴くとはどういうことかなど、子どもとの接しかた等を学んだことが、今の暮らしに生きていて感じる。離れて暮らしたおかげでもあるだろう。

8年間対面していない元妻は、子どもが父親と同居することにしたことを「子どもが決めたことだからしかたない」と考えているようだ。子どもらは口では「ばばあ(元妻)、死んでるよ」などひどいことも言うが、本心ではパートナー

の支配から逃れて欲しいと心配している。子どもは元妻が働くことなく、パートナーも含めて生活保護に頼り生活していたことも知っている。「(パートナーや元妻が言っていることは本当ではないと)うすうす気づいてたんだけど、あっちにいと洗脳されるんだよね。あのときは、総合的に考えてお母さんと暮らすしかなかった」と子どもたちは言っていた。

裁判所を使つての親権争いは、今、思うと本当にばかばかしかった。「親権がなくなると、子どもと会えなくなる」「何か一大事が起きる」かのように思っていた。実際、子どもらが連れ去られた後に相談に行った児童相談所では、「親権者かどうか」が大事なようだった。「親権者でなければこの文書は読ませられない」と言われることもあるらしい。しかし自分のことを振り返ると、親権があっても何も親らしいことをしていなかった。今は親権者でないが、困ることは何もない。子どもたちの監護も教育もできている。不便なのは、子どものパスポートがつかれないくらい。学校には保護者としてかわり、PTAの役員もしている。子どもたちが同居しているという住民票があれば、会社も手当を出してくれる。児童手当も同居している親の方にくる。子どもはずっと父親姓だったから、名字も同じ。言ってしまうと戸籍謄本に子どもたちの名前がないだけ。

児相は親権者か否かで、そうでない親に対して偏見を持っているように感じる。昔の法律だと児相は親権重視。親権がない親への差別がある。しかし、今は、親権がない私が、子どもの面倒をみて、教育もできているし、日々のお金を払うとか、その使い方について注意するなどもできている。児童手当ももらえている。

4. 考察

本研究における事例は、いずれも一方の親による「連れ去り」、調停や裁判の体験を持ち、離別に至った、いわゆる「父母高葛藤」の状況であるといえる。

さまざまな申立てによる調停や裁判などを経験後、離別に至っていることから、調停や弁護士を介して面会交流の条件、養育費は調停資料、公正証書等に残されている。こうした文書の明文化だけが要因ではないが、少なくとも、事例では、別離後も子どもと別居親の関係性が維持され、多くのケースが直接的な面会交流を行っていた。子どもの権利条約は、子どもは「人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解ある雰囲気なかで成長すべき」とあるが、継続した面会交流の実施は、親権を持たない親との関係を維持し、子どもの成長発

達を促すものとなっている。また、共同親権という制度を持たない日本において、「子どもを双方の親で育てるという『親としての自覚』」を伴い、共同養育が実現されている。

ここから示唆されるのは、面会交流の実現には、①父母の話し合い、②条件についての合意、③それらの明文化、④争いを極力さけること、⑤そして何よりも「子どもにとって何が利益であるかを中心に考えることができるか」が重要であるということだろう。

1) 長期におよぶ面会交流

事例Aは、調停では、父親から母親へのドメスティックバイオレンス(DV)および、子どもへの虐待が認められることから間接交流が示され、父子が直接交流する機会はなかったが、母親は子どもが父親にアクセスできる余地を残した。父親からの養育費が滞ることもなく、母親は成長した子と離婚について客観的な話し合いができ、父子もまた連絡を取り合う理想的な親子関係を築けている。

「DV加害者などの問題がある父親でも子どもの親に変わりはない。成長した子どもがルーツを知りたくなるかもしれない、または子のセーフティネットになり得るといふ」のがAの考えであった。これは、子が感じる別居・離婚後の父母協力として「経済的支援による協力」「別居親との交流サポート」「最低限の父母の信頼関係」の3点⁹⁾を満たすものでもある。

事例Bは、時間を要する調停や裁判を早々に争いを終わらせ、「子どもが小さいうちにたくさん会う」ことを望んだ。結果、別居親として有利な面会交流の条件を引き出す(弁護士間でやり取りし、公正証書に残す)ことを優先し、当人同士で話し合う協議離婚を選んだ。

その後の面会交流は8年に及ぶが、母親はかつて家族で暮らした家に子どもを迎え、そこには保育園時代の友達が招かれている。常に、面会交流の時間をどう過ごすか、子どもの視点から楽しめる交流を工夫している。あわせて、「度の過ぎた子どもへのかかわりは別居親として望ましくない。同居親を不快にさせるような別居親の言動は、子どもに良くない影響を与える」など、自らの立場を意識しながら子どもに向き合っていた。Bは、子どもと会う、かかわるだけでなく、子どもの思いや気持ち、性格、成長について理解に努め、子どもの生活環境へまで思いを巡らすなど、常に同居親へ配慮が伺えた。

事例Dの子どもは、1歳6か月時に父母との離別を経験し、父親像の記憶もないまま、父不在家庭で成長してきた。その後、子どもは、就学、不登校母親姓への変更、自閉症スペクトラムとの診断などさまざまな経験をしている。父親

の不興を買うことを恐れ、母親であるDは父親に診断結果を知らせておらず、母親は子どもの不登校と診断に由来する暴言や暴力等の対応に懸命であるように見えた。

父親は、面会交流時に「立派な父」であることを誇示したいためか、小3の子どもを父の趣味の場に連れて行くことが多い。Dは、子どもが「父親に慣れていない」「面会交流を楽しんでいるとは思えない」、「(父の趣味の場から)途中で帰りたいということもある」と話す。またもともと厳格で自身にも他人にも厳しい父親は、子どもへの要求も高い。こうした父の態度が子どもへのプレッシャーとなり、子どもが面会交流を渋る結果を招いているようにみえる。

調査²⁾によると、離別時の子どもの年齢が低い場合、面会交流の継続は難しいとされる。Dの事例からも、子どもが乳児期などに親の離別を経験した場合、①別居親が愛着対象となるのが難しい、②子どもが別居親に対して“親イメージ”を持ちにくい、③別居親が子どものニーズをくみ取ることが困難になりやすい、ことがうかがえる。

従来の研究は、面会交流の有無や継続年数、回数などが別居親とのかかわりの指標として考えられてきた傾向がある。しかしながら、Dの事例は、面会交流が安定的に継続するための要因として、父母が「子との面会交流に何を期待するか」よりも、子の成長にともなう交流条件の見直しや、交流内容、何よりも、「子ども中心の交流こそが重要で、そうした交流とはいかなるものか」という面会交流の質の検討が必要であることを示唆するものであろう。

事例Eにおいては、パートナーとの、養子縁組に伴う子どもらの姓の変更など新たな家族形態、ステップファミリーについて検討段階にあった。子どもらも成長し、母親に親離れを促し、母親の目の届くところであるが、子どもらだけの生活をスタートさせた。

親の離別後10年を経た面会交流では、成長する子どもらが一人の人として親の姿を捉え始めていることも伺える。子どもは、「父親と生活を共にしていたら自身の夢を叶えられるとは思えない」「自分の半分が父親からできていて残念」と言う反面、これまで養育費を支払い、父親役割を果たしてくれた父親への愛着、父親の人となり認め、面会交流などの機会を通して良好な関係を継続している。子育てと仕事、勉学を両立させてきた母親を尊敬しており、新たなパートナーを歓迎し、受け入れ、尊重し、女性として幸せに暮らせることを願っている。あわせて、父母は離別前の夫婦間の問題と切り離し、子どもを中心に離別後もやり取りをし、面会交流の調整を行っていた。また、母親が仕事で忙しい際には、子どもが長期間父親の家で過ごす、その家に友人を招き父親が料理を振る舞うなど、離別前の

子どものネットワークも大切にしていた。

安定的に面会交流を継続していくためには、両親だけでなく、その周囲にいる身近なおとなのつながりや、周囲のおとなも「どちらの親も大切」と思いながら、子どもとかかわっていくことが大切であることがわかる。同居親である母親は離別後3回の転居を経ているが、子どもが住みたいエリアであり、「ひとり親支援が充実している」行政区を選択し、公的支援を積極的に受けていた。子どもを中心に考え、自身の子育てが少しでも楽になる選択肢を選び取っていることにも注目したい。

2) 調停や裁判と子ども

事例Gは、裁判所下の試行面接から面会交流に移行した段階で、監護能力の優劣の主張や父母の関係の悪さを子どもが知ることになることを悪影響と考え、すべての調停・裁判を取り下げている。「親権」は失ったが、「元妻との争いを回避すること」「子とかかわること」「子どもにとって望ましい環境」を優先した結果、子ども自らが、Gと暮らすことを望み、同居が叶った。それだけでなく、学校のPTA役員を務めるなど、公の場での「保護者」としての立場も得ている。

Gは、「争えば争うほど、子どもに会えなくなる。むしろ元妻に歩み寄り、気分よく子どもを面会交流に送り出してもらう方が、子どもに会いやすい」「親権がなくても、父母はさまざまな形で子どもをサポートでき、子どもを愛し、かかわることができる」と言う。親の「親権」へのこだわりが父母の争いを長引かせ、子どもを苦しめていることに気づいたGは、親権者となることより、子どもとの関係構築に努めた。たとえば、第三者を介しての面会交流では、徹底して子ども目線に合わせ、子どもの好きなものについて下調べをした。ボーリングに行くとなれば、事前に子どもが驚くようなスコアを出せるよう練習に打ち込んだという。子どもを喜ばせ、また会いたいと思わせるような交流の工夫は子どもの気持ちを和ますだけでなく、別居親の子どもへの思いが伝わるものでもあろう。

現在の日本では、離別後は単独親権となり、法律上の親権者は戸籍謄本に示された者だけである。もちろん、親権の一部である監護権（子どもを養育する権利義務）は親権者でない者が持つことはできるが、葛藤が高い夫婦であれば、それも難しい。しかし、Gのケースをみれば、たとえ、法律上の親としての権利義務はなくとも、子どもと会う機会（面会交流）さえあれば、子どもと良い関係を築いていくことも、養育・教育に十分かかわることができることがわかる。

事例Fもまた、G同様に面会交流では子どもを喜ばせる様々な工夫をしている。ところが、同居親は子どもに「父親に会いたくない」と言うよう仕向けていたようだ。子どもたちは離婚前、父親と良好な関係にあり、面会交流を楽しみにしていた。しかし、次第に面会交流の約束の反故や日程の延期などが目立つようになる。最終的には裁判所が促しても、同居親側は「発達障害なので父親に会うと不安定なる」「子どもが会いたくない」という理由で、面会交流拒否に至る。「連れ去り」をした同居親（母親）は、「面会交流時の父親の子どもの連れ去り」の懸念、虚偽に基づくDVの申し立てを行っていたため、子どもの口から真実が明らかになることを恐れた可能性もある。ちなみに、DVや子どもの発達障害は、面会交流を中断・中止させる理由として調停や裁判で非常に良く見られるものである。

子どもとのかかわりが閉ざされたFにとって、調停・裁判が子どもと関われる唯一の道となってしまう。Fは、父親と関係を断ち切ろうとする母親へのメッセージであると同時に、子どもに「父親に関わりを持とうとしている意思」を知らせる行為が調停であり、裁判であると考えているようであった。そこには「争いたい」「自分が正しいと証明したい」という気持ちは一切なく、ただ「子どもに会いたい」という気持ちは、子どもにとって良くないとされる父母の紛争を長引かせている。

Fは、母親の弁護士が「連れ去り」を容認し、共同親権に否定的な立場であることから、「弁護士が、自らの実績を重ねるため、クライアントである妻が利用されているのではないか」と考えることもあると語る。確かに弁護士の中には、「クライアントの利益を護る」として、子どもの「連れ去り」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」などを悪用するケースもないわけではない。そうした子どもを蚊帳の外に置いた支援、親の意向だけに沿った調停・裁判等に陥らないための方策についても検討すべきであろう。

5. 結語

1) 子どもの権利行使の主体性

離婚後の親と子の関係には、さまざまものがある。また離婚後の面会交流が成功しているか否かを評価する基準も同様であろう。これまで離婚後の家族形態や面会交流を評価する基準については、ほとんど議論されてこなかったが、近年、社会的状況や親の情緒等に左右されない客観的な評価基準として、「子どもの権利」が実践されているかどうかを用いようとする見方がある⁸⁾。

とはいえ、子どもは未熟であり、近代啓蒙機に確率された市民的権利（基本的人権を含む）を自ら行使する主体にはなれない。子どもは子どもであるがゆえに、いまだ理性的な存在でなく、自己決定権や個人の尊厳の基盤となる人格的自律を持ってはいない。その現実を見れば、まずは「子どもの権利とはなにか」という本質を社会全体が確認し、そこから法律や制度を用いる必要がある。

愛着行動、すなわち、子どもが死と孤独の恐怖から逃れるために、身近なおとな（多くは親）に呼びかけ、近づき、守ってもらおうとする本能的な行動こそ、子どもの主体性の基盤となり得る力である。おとなの権利行使の主体性が、理性に基づく人格的自律性と自己決定能力に求められるのに対して、子どものそれは、共生的に生き延びるために生得的に備わった愛着行動の中に求められる。死と孤独の恐怖から解放されるために、他者を求め、他者と一緒に幸せに生きている姿は、人間の尊厳の実践の極地である。ベクトルこそ逆を向いているが、他者の支配を逃れるために、理性を働かせ、他者を排除して自由に生きている人間の姿と同じく個人の尊厳が輝いている。

このように考えると未だ理性のない子どもの権利行使の主体性の根源は、条約12条の意見表明権から導かれることになる。ここで言う「意見」が理性に基礎づけられたものでなく、情動や無意識の行動、さらには反社会的な行動でもよいことは、国連・子どもの委員会においても承認されている。言い換えると条約の規定する子どもの意見表明権とは、心理学、とくに愛着理論でいわれる、親を含む身近なおとなと受容的な応答関係を形成し、それを通して子どもが愛され（そのままで受容され）、成長発達に不可欠な自己肯定感と共感能力と基本的信頼を獲得できる、子ども自身が実現できる受容的・応答的な人間関係を形成する権利であり、成長発達権なのである。

2) 本調査の帰結

別離から5年以上経過した親と子どもの関係は、事例によって状況は異なるが、子どもの成長発達権の実践という視点から眺めるとき、極めて単純な結論が導かれる。すなわち、親の意向や考えではなく、子どもの意見表明に無条件で受容的に対応できる親だけが、面会交流を継続的に実践できているということである。仮に、当初は面会交流ができていても、事例Fにみるように、一方の親（同居親）が、自らの利益を優先させようとする、交流は途絶えてしまう。さらに、事例Dにおいては、親中心の関わりを続けた結果、次第に子どもが面会交流に対して否定的な状況にあることが伺えた。

3) 高葛藤や対立の回避

2)を実現できている親は、もう一方の親との争いの中に子どもを巻き込まず、子どもとの間に成長発達に不可欠な受容的な応答関係を築く努力をしていることがわかる。ここで言えることは、夫婦間の争いが高葛藤にならないように努め、また対立を回避するために、知恵や工夫を凝らした方策が必要であるということである。

4) 親役割の認識の重要性

子どもの権利条約に規定する子どもの成長発達権が実践されるためには、親は、子どもが発するどのような欲求（意見）も、常に受容的に応答し、子どもの苦しみや痛みなどの問題を共に考え、解決に向けて共に支えあうことが不可欠である。これは子どもの要求している欲求内容そのものを実現することではなく、子どもの欲求の「表明」理由を考え、真に望んでいることは何なのかを、じっくり親子で探し出すことを指す。本事例においても、父母ともに、「子どもの権利の本質やその実践」とはどのようなことなのかを意識的ではなくとも認識できているケースでは、面会交流を安定的に継続でき、子どもの成長発達に寄与していることが推測された。

5) 親役割を果たすための援助の必要性

安定的で継続的な面会交流の保障とは、子どもの成長発達に不可欠な安全基地の保障にほかならない。親が、こうした役割の担い手になることができるよう、たとえば次のようなことを保障する公的な援助が求められよう。

- ①離婚届時の、面会交流の条件の明文化
- ②面会交流や離婚後の子育てについて話し合いの援助
- ③日常の面会交流を実現するための第三者機関への援助

これらの実現に向け、司法・心理・福祉の関係者が「親こそ子どもの成長発達を支える土台である」ことを認識し、親ではなく子どもの視点に立って、支援することである。また、国は、親がこうした支援に容易にアクセスできるよう、たとえば離婚・面会交流を実現するための弁護士を児童相談所に配置する、面会交流支援団体への助成の拡大、カウンセリングの保険適用など、親が自身の気持ちを整理し、当事者同士では難しい話し合いの助けを得られるような仕組みをつくることが期待される。

引用文献

- 1) 木附千晶 福田雅章著 CRC(子どもの権利条約)日本監修 「子どもの権利条約」に基づいた 子どもが幸せになるための, 別居・離婚・面会交流のすべて 自由国民社2023
- 2) 青木聡 大石亜希子 棚村政行 日本加除出版編 協議離婚に関する実態調査結果の概要 法務省受託 日本加除出版社 2021
- 3) 青木智子 木附千晶 福田雅章 同居親から見た面会交流の意義-共同親権(養育)を標榜する親の「語り」を中心として 平成国際大学論集第25巻 2021 p.1-28
- 4) 青木智子 木附千晶 福田雅章 面会交流に見る別居親と子の関わり-家族機能不全と愛着の視点から 平成国際大学論集第24巻 2020 p.189-210
- 5) 木下康仁 ライブ講義M-GTA 実践的質的研究法:修正版グランデット・セオリー・アプローチのすべて 弘文堂 2007
- 6) 能智正博 質的研究法 東京大学出版会 2011
- 7) やまだようこ 人生を物語ることの意味-ライフストーリーの心理学 やまだようこ編 人生を物語る ミネルヴァ書房 2000 p.1-38
- 8) 木附千晶 福田雅章 青木智子 安定的かつ継続的な面会交流に向けた法と心理の協働の試み:別居親へのインタビューから 文京学院大学保健医療技術学部紀要12 2019 15-27
- 9) 直原康光 安藤智子 離婚後の父母葛藤は子どもの適応等にどのような影響をあたえるか 筑波大学心理学研究55 2018 p.73-85

Are Children's Rights to Growth and Development Guaranteed Five Years After Their Parents' Divorce or Separation?: A Study on Visitation

Chiaki Kizuki¹, Tomoko Aoki², Masaaki Fukuda³

¹ Bunkyo Gakuin University The Faculty of Health Science Technology Department of Occupational Therapy

² Heisei International University Faculty of Law

³ Hitotubashi University Faculty of Law

Abstract

The Convention on the Rights of the Child clearly states that the most important thing for a child's rights is to guarantee the child's right to growth and development, regardless of whether the parents are divorced or not (Preamble of the Convention, Article 6, Article 9, Paragraph 3), and that in order to develop into a harmonious person, a child must be loved by his or her parents; in other words, "a happy, loving and understanding family environment (= a safe base in psychological terms) must be guaranteed (The preamble to the treaty).

However, it is solely the right and duty of parents to decide how to create an environment of happiness, love, and understanding in their families that is essential for children's growth and development. Children have the status of being loved by their parents, but this cannot be achieved through children's rights. Therefore, the Convention imposes an obligation on parents, etc., to "receptively respond" to the child's calls unconditionally, no matter what desires the child expresses (right to express opinions in Article 12 of the Convention). In other words, through the child's right to express his or her opinion, a receptive and responsive relationship (=safe base) is formed with the child's parents, and through this, the child's self-affirmation, basic trust, and empathic abilities essential for growth and development are obtained.

From this perspective, we investigated how children's right to growth and development is guaranteed five years after divorce or separation through interviews with parents who live together and who live separately. The results suggested the importance of (1) avoiding high levels of conflict and confrontation between parents and (2) deepening awareness of the role of parents, who bear the right to growth and development.

Key Words — the right to growth and development, visitation right, The Convention on the Rights of the Child, high conflict between parents, the right to express opinions in Article 12 of the Convention

Bunkyo Journal of Health Science Technology vol.16: 13-25